

特集：おらほの農地集積

毛萱地区



地区の概要

事業名	担い手育成基盤整備事業	組合員数	57人
関係市町村名	角田市	担い手農家	4戸（認定農家）
関係土地改良区	角田土地改良区	担い手経営面積	21.7ha
工期	平成5～9年度	農地利用集積率	69.8%
受益面積	31.1ha	担い手農地	
総事業費	464百万円	集積増加率	134.0% (H10年)

事業完了後に大区画ほ場整備促進支援事業を採択

1. 大区画ほ場整備促進支援事業とは
平成10年度新たに創設された大区画ほ場整備支援事業が角田市毛萱地区に採択されました。
この事業は、都道府県が農地流動化に資する大区画ほ場整備の促進を目的として、対象事業を実施した地区において都道府県が行う不陸均平等補修に係る活動を支援するため、対象事業完了後3年以内の地区における、大区画ほ場の面積等に応じて算出される額（下表）を、事業主体に交付するもので、毛萱地区は宮城県において採択第1号になりました。

○ 交付限度額

$$\text{事業完了後3年以内の地区の内} \times \text{単位面積当たり} \\ \text{1ha以上区画のほ場等の総面積} \quad \text{支給基準額}$$

○ 単位面積当たり支給基準額：200千円 / ha × （補正係数）

大区画化率	a（補正係数）
～30%	0.5
30%～40%	0.6
40%～50%	0.8
50%～	1.0

2. 採択までの経緯

本地区は、平成5年度から担い手育成基盤整備関連流動化促進事業に着手し、平成9年度に完了しました。本地区は泥炭土壌であることから、特に1ha区画ほ場は思い通りに均平ができず、毎年、水稲作付け時の春にはブルドーザーによる乾土均平作業を行ってきました。又、一部では水田にかんがいがいた時点で不等沈下を起こすことからトラクターによる代掻き均平を実施し、未然に水稲生育障害を防いできました。

完了年度の翌年秋にも、既に不等沈下が見える様になり、11年度の水稲作付けに影響を及ぼすことは余儀なくされていきました。

3. 事業内容

本事業では、本地区の特徴を生かし、宮城県と協議の上、山土による客土工事を実施することで結論を得ました。対象水田は1ha区画のほ場で担い手に農家が集積されていることが条件の水田で、該当水田面積は15.03haになりました。

補助の対象については、土取り場から水田への小運搬までの一連の作業内容の事業費であり、補助対象外の部分については担い手農家の営農努力で対応しています。

地元推進委員会と打ち合せ会を平成10年2月に開催し、関係組合員の啓蒙について働きかけをし、又、3月5日には本省



（面積A = 15.03haに、土量V = 1,672m³を運搬した10tダンプキャリア）

構造改善局整備課の佐藤潔事業調整係長及び東北農政局の方々が現地調査のため訪れ、毛萱地区推進委員長（村上定男氏）と率直な意見の交換を行いました。宮城県からは事業の概要と必要性について説明を頂き、土地改良区からは事業に対する要望等をお願いしました。

工事の実施方法については、県が補助金を土地改良区に交付し、土地改良区が事業主体となる形をとりました。尚、補助率は国が100%です。担い手が営農努力する部分については、中型トラクター（30ps）による耕土敷き均し作業を実施し、水田の均平作業を実施しております。

4. 事業の効果

角田土地改良区、毛萱地区基盤整備推進委員会の活発な啓蒙活動により、担い手農家への農地利用集積率が69.8%に達し、担い手の経営規模も、事業実施前と比べ約2.5倍と、地域の担い手として自立できるようになりました。

本事業の採択に当たり、担い手の地域への意識改革が変わりつつあること等が農業構造の再編をはかることに結びつくことでしょう。

推進委員会

県営ほ場整備事業完了後にこの事業が本地区に採択されたことに組合員の代表として、宮城県及び関係機関に感謝申し上げます。お陰様で本年度の水稲をはじめ大豆転作にも大いに効果を上げています。

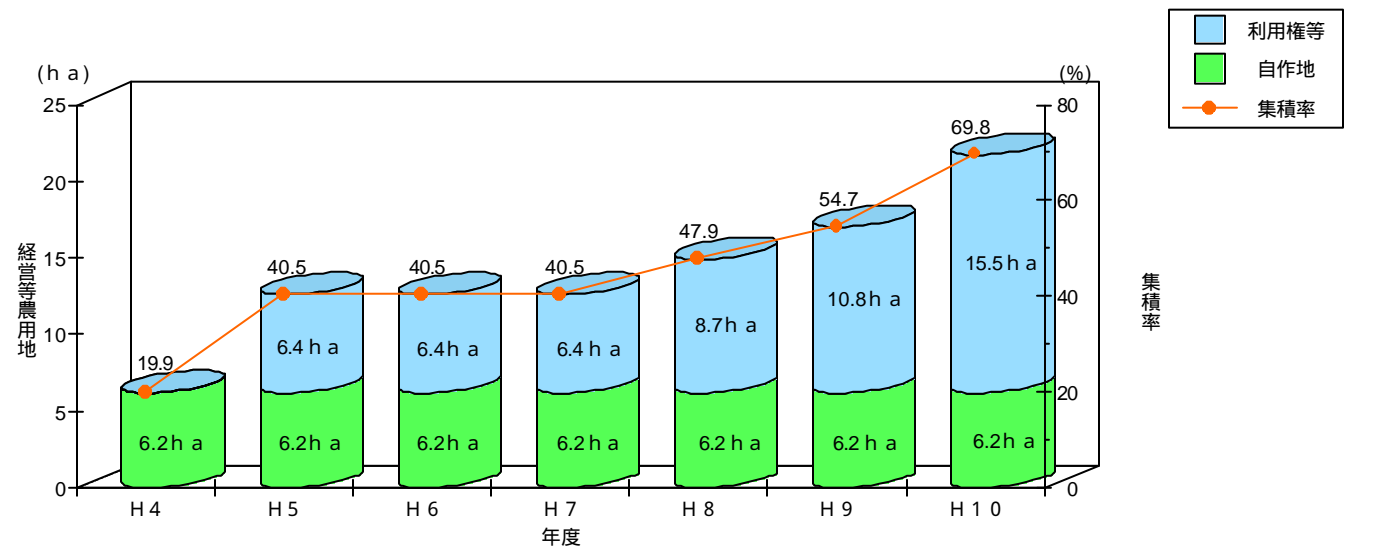
担い手農家

毎年基幹作業に必要な以上の時間を費やしてきましたが、事業の導入により客土を行った結果、トラクター作業による耕耘及び田植え作業が順調に行われました。今までに費やした無駄な時間で、地域の特性を生かした施設野菜の取り組みも今年度からスタートできるようになりました。

地区全体

地形や地質の条件から不均一な沈下が生じ営農に支障をきたしていることと共に農業経営を圧迫している状況だったのが、本事業で客土工事を行ったことにより、一層の大区画ほ場整備の推進と農地流動化の促進が図られ、農地の集積率も約70%に達することができました。又、本地区には集団転作組合があり、現在総面積31haの内、その30%を地区の総意により3年毎の転作ブロックローテーション（極小粒大豆栽培）に取り組み、小粒大豆の産地化に貢献できるようになりました。

ほ場整備事業を契機とした農地流動化の状況



現在水田31.1haのうちほ場整備事業を契機に利用権設定や農作業受託により21.7haを個別担い手農家4戸（認定農業者）に集積されています。また、受益面積に占める担い手等利用集積面積の割合は年々上昇し69.8%に達しています。

< 事業についての問い合わせ先 >

〒981-1505
角田市角田字中島下458
角田土地改良区

TEL. 0224-63-1234
FAX. 0224-63-1358